

令和8年度実施 協働事業

事業提案書

目 次

●市民提案型協働事業

多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み…………… P1

令和7年10月
平 塚 市

令和8年度「事業」提案書

令和7年9月11日

(宛先)

平塚市長

団 体 名	WAN' S LIFE 湘南里親 NPO 法人平塚のら猫を減らす会
代 表 者	WAN' S LIFE 湘南里親 代表 桐田 久美子 NPO 法人平塚のら猫を減らす会 理事長 小泉浩
事業担当課	環境保全課
提 案 型	☐ 行政提案型 ☒ 市民提案型 (☒ 自由部門 ☐ テーマ設定部門)
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続 (令和7年度～)

協働事業について、次のとおり事業提案します。

1 提案内容 (事業担当課との意見交換をもとに、具体的に詳しく記入してください。)

①事業名	多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み	
②事業の目的・必要性 なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図られるのかなど。	近年、全国的に、ペットの多頭飼育崩壊や飼い主の入院、入所、死亡等によるペットの置き去り等の、不適切飼育の問題が増加している。平塚市でも、これまで行政やケアマネージャー・ホームヘルパーら介護事業者、そして個人からの依頼で、ペットの緊急保護をした事例がある。そのような事例が発生する背景として、飼い主の社会からの孤立や経済的困窮、動物への強いこだわりといった精神面の課題等があり、市民活動団体主体のペットに対する働きかけだけでは、根本の解決が難しく、活動に限界があると感じている。 そこで、環境分野、福祉分野等の行政機関と協働し、不適切飼育防止のための啓発パンフレットや事例ごとの対応フローチャートの作成、それらの周知や勉強会等の「予防活動」及び、不適切飼育の事例が発生した際の繁殖防止のための不妊去勢手術やペットの里親探し、収容に向けた飼い主への支援等の「課題解決活動」を行うことで、飼い主だけでなく、地域住民にとっての安心安全な環境を創出することを目指したい。 事業実施1年目の令和7年度にも、ペットの置き去りや繁殖防止のための不妊去勢手術実施の相談が寄せられており、改めて必要性を実感している。	
③協働の必要性・メリット なぜ、市と協働で実施したいのか、協働することの必要性を記入してください。 また、市民・団体・市のメリットをそれぞれ具体的に記入してください。	必要性	ペットの問題を解決するには、同時に、その飼い主の背景にある課題も解決していく必要がある。市民団体単独で働きかけるよりも、協働事業として取り組み、行政の横のつながりを活用することで、より市民が必要とする支援を行う事ができる。 事業実施1年目にも、福祉部局と協力して対応した事例があり、協働事業の必要性を実感している。
	メリット	(市民のメリット：市民が受けられるサービスや解決される課題など) ペットに関する課題を抱える市民は、地域から孤立しがちであるが、この取り組みを進めることで、動物だけでなく、本人に関する課題の解決へもつながることが期待できる。 また、ペットを原因とする悪臭等の周辺環境に関する課題解決も期待され、地域全体の安心安全へつなげることができる。 (団体のメリット：行政が持つ情報等の活用や信頼性の確保など) 動物愛護や環境分野だけでなく、福祉分野や市以外の行政機関との協力も期待できる。市ウェブページやSNS等の各種広報媒体を活用することができ、より幅広い周知が可能となる。

	事業担当課をきっかけに、福祉や介護の制度を理解する機会ができ、より細やかな支援を提供できる。 (市のメリット：団体が持つ専門性やノウハウの活用など) 動物の保護や飼い主への支援に関する団体の持つ専門性を活用することで、ペットに関する課題の解決の流れを示すことができる。						
④事業のアピールポイント この事業の先駆性、先進性、創意工夫、事業の売りや熱い想いなどをアピールできることを記入してください。	ペットは、法律上は飼い主の「所有物」であるため、扱いはデリケートな課題が多分にあるが、単なる動物の問題として扱わず、飼い主への支援や予防のために取り組む本事業は、これまでにない試みである。 近年、近隣市で発生した多頭飼育崩壊の事例では、犬と猫を合わせて100匹以上が発見されたが、このような膨大な数の場合、解決が非常に困難となるため、数を増やさないための予防活動が必須である。 また、飼い主の入院や入所により、ペットが置き去りになり、行政からの要請で、一時保護等の対応をした事例も、令和4年度から毎年、発生している。 本事業で取り組む不適切飼育を防ぐための啓発と緊急時に取り残されてしまう動物をなくすための一時保護や不妊去勢手術といった活動は、実施が法令等で定められているものではない。そのため、国・県・市、いずれの行政機関でも支援が受けられず、飼い主とペット、周辺住民が苦しんでいる状況である。 そこで、飼い主により近い存在である、市民団体が市と協働して、狭間の問題解決のために率先して取り組むことで、より安心して暮らすことができるまちとして、アピールすることができる。						
⑤事業概要・計画 スケジュール・人員配置など時系列、箇条書きで具体的に記入してください。	事業は、1年目と同様に、予防と有事の際の対応の2本柱で実施する。 予防活動では、啓発物品の作成と、それを利用したプッシュ型の予防啓発活動を中心に実施する。啓発活動は、一般的に不適切飼育の状況へ陥りやすいとされる、高齢者や福祉的支援が必要な飼い主だけでなく、飼い主の身近な存在である、民生委員児童委員やケアマネージャーやソーシャルワーカーらも対象とする。 有事の際の対応は、不適切飼育事例が発生した際、随時、飼育困難となったペットの里親探しのサポート（手法の紹介や譲渡会の活用）や、事態が深刻な場合は、一時保護や不妊去勢手術の実施を行う。 1 予防活動 地域との連携、勉強会の開催を中心に実施する。 (1) 啓発物品の活用 1年目に作成した啓発物品を引き続き活用する。必要に応じて、追加印刷を行う。 (2) 地域との連携、勉強会（説明会）の開催 事業周知のための、勉強会を開催する。 勉強会は、1年目に想定していた参加者を募る形ではなく、市の実施している既存の会議への参加や、介護・福祉事業所等へ依頼し、説明に出向かせてもらう事を中心に、積極的なアプローチを実施する。 <table><tr><th>時期</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>4月</td><td> ・勉強会の打ち合わせ 協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。 </td></tr><tr><td>5月 ～ 12月</td><td> ・事業周知のための会議への参加 自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。 ・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。 </td></tr></table>	時期	活動内容	4月	・勉強会の打ち合わせ 協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。	5月 ～ 12月	・事業周知のための会議への参加 自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。 ・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。
時期	活動内容						
4月	・勉強会の打ち合わせ 協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。						
5月 ～ 12月	・事業周知のための会議への参加 自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。 ・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。						

	※介護・福祉事業所は、庁内担当課のアドバイスや、団体のこれまでの相談履歴等から選定する。								
1月～	・事業報告の作成								
	(3) 横の連携の強化 「飼い主の生活支援」「動物の飼育状況の改善」「周辺的生活環境の改善」の3つの視点から、市の福祉部門や神奈川県の関係機関との協力体制構築のための情報交換会を開催。 協働2年目は各年3回の開催を目標とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月</td><td>・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。</td></tr> <tr> <td>11月</td><td>・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。</td></tr> </tbody> </table> 2 有事の際の対応（随時。課題の発生時に対応） 不適切飼育事例が発生した際、飼育困難となったペットの里親探しのサポート（手法の紹介や譲渡会の活用）や、事態が深刻な場合は、一時保護や不妊去勢手術の実施を行う。	時期	活動内容	7月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。	11月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。	3月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。
時期	活動内容								
7月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。								
11月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。								
3月	・ 神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。								
⑥役割分担 団体、市の役割を具体的に記入してください。	(団体の役割) ・ 啓発資料の作成 ・ 勉強会や研修会の企画、開催 ・ 情報交換会への参加機関の選定、議題の選出、開催 ・ ペットの里親探しのサポートや一時保護の協力 (市の役割) ・ 啓発資料の作成の支援（印刷や技術的協力） ・ 勉強会や研修会の会場の確保や周知のための各種広報媒体の活用 ・ 関係機関との連絡調整								
⑦他団体との連携 この事業に関し、他団体等と連携の実績や予定があれば記入。	団体の専門性から、主な支援対象が犬と猫に分かれているため、多頭飼育崩壊や置き去り等の不適切飼育防止の観点から、2団体と行政の3者による協働を継続していく。								
⑧成果目標（目標値） できるだけ数値で具体的に記入してください。	啓発資料を活用した勉強会等を開催することで、ペットの困難事例に対する知識や関心をもつ人材を増加させる。 (成果目標値： 地域での勉強会（説明会） アプローチ人数 200 人を目指し、予防事業に関する内容を「知っている人」を増やすことを目標とする。								
⑨関連法令等 事業実施に関連した法令等があれば記入してください。	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 神奈川県動物の愛護及び管理に関する法律 平塚市環境基本計画 平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン								
⑩実施年度以降	☐ 実施年度以降も提案型協働事業で実施 ※市支出見込額（2年目 720,200 円、3年目 _____ 円）								

⑦活動内容 ・活動実績	【WAN'S LIFE 湘南里親】 神奈川県動物愛護センター登録のボランティア団体として、殺処分対象の犬や遺棄や不適切飼育の状態にあるなど、さまざまな理由で放棄された犬をレスキューし、必要な医療等を実施した後に、新たな家族を見つける活動をしています。設立から令和5年までの間に、神奈川県動物愛護センターやブリーダー、また飼育放棄や飼い主死亡等の現場から、616頭をレスキューし、566頭を新しい家族へ譲渡しています。その他にも、動物愛護意識の向上のため、啓発活動をとおして、不幸な犬が少なくなるよう活動しています。 ・団体独自の譲渡会は毎月開催するほか、平成28年から平塚市と神奈川県が共催している譲渡会に参加。 ・平成30年実施の平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン検討会メンバー		
	【NPO 法人平塚のら猫を減らす会】 飼い主のいない猫のTNR（猫の不妊手術）を中心として活動するボランティア団体です。TNR後も地域猫として見守っていただく普及啓発をすることで『人も猫も共に暮らしやすい街づくり』の活動を20年以上続けています。 ・平成23年～25年に平塚市と地域猫に関する協働事業を実施。 ・平成26年からは、地域猫に関する事業を受託。環境保全課とともに、TNRを推進している。 ・毎月1回、保護猫の譲渡会を開催する他、平成28年から平塚市と神奈川県が共催している譲渡会に参加。		
⑧協働事業との関わり	■新たな事業 □今までの活動の拡大 □今までの活動と同規模		
⑨活動体制 活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	役職等	氏名	協働事業での役割
	①代表	桐田 久美子	事業全体の総括
	②会計	佐藤 いづみ	会計管理、収支決算報告の作成
	③	岡本 聡子	啓発資料作成、勉強会の司会等
	④	臼井 照人	啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑤	木下 由紀子	啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑥	櫻井 郁子	啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑦代表	小泉 浩	事業全体の総括
	⑧	小山 芳江	啓発資料作成、勉強会の司会等

※この事業提案書は、個人情報の一部を除き、ホームページ等で公表します。

令和8年度「事業」収支予算書（協働事業だけの金額を記入してください）

事業担当課 環境保全課

事業名	多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み		
総事業費	720,200 円	市の支出	720,200 円
		団体の支出（他の収入等）	円

①収入

金額単位：円

項 目	予算額	内 容
市の支出	C 720,200 円	負担金 720,200 円
団体の支出	円	
事業収入	円	
収入合計	A 720,200 円	

②支出

項 目	予算額	うち市の支出分	積算単価など具体的な内容
交通費	30,000 円	30,000 円	勉強会（説明会）に参加するメンバーの交通費 1 回あたり 500 円（往復分）×最大 6 人×10 回
消耗品費	3,000 円	3,000 円	啓発資料用等紙代 300 円×10 冊=3,000 円
印刷製本費	10,000 円	10,000 円	成果物の増刷 10,000 円 （情報カード 10 円×600 部・情報シート 6 円×600 部） 1 年目に印刷した成果物が不足した場合、増刷を行う
委託料	525,000 円	525,000 円	・不妊去勢手術 525,000 円 最大匹数を 25 匹と想定。手術の緊急性が高く、優先して対応すべきメスの匹数を多く設定。 （メス 1 匹あたり 25,000 円×15 匹） （オス 1 匹あたり 15,000 円×10 匹）
雑費	152,200 円	152,200 円	飼養困難となった犬・猫の一時保護にかかる費用 ※団体で一時保護が可能となった場合で、一時保護期間が 14 日間、年間 25 匹と仮定。 ・エサ代 8,750 円 （1 匹あたり 1 日 25 円×25 匹×14 日） ・トイレ代 5,950 円 （1 匹あたり 1 日 17 円×25 匹×14 日） ・防疫（ワクチン・駆虫等）137,500 円 （1 匹あたり 5,500 円×25 匹）
支出合計	B 720,200 円	D 720,200 円	

※収入合計 A と支出合計 B 及び市の支出 C と支出合計 D は同額となります。

※市の支出の他に、県やその他の助成金がある場合は、収入・支出に明記してください。

※事業の実施及び予算は 3 月議会での承認により決定されます。

※協働事業の費用負担の大部分は市の支出であり、事業担当課が主体となり積算作業を行うべきものであることから、本収支予算書は事業担当課の責任において作成する書類となります。

WAN'S LIFE 湘南里親 規約

- 第1条(名称) この団体は、「WAN'S LIFE 湘南里親」とする。
- 第2条(所在地) この団体を次の所在地に置く。
〒254-0077
神奈川県平塚市東中原2-20-29-2
- 第3条(目的) 神奈川県動物愛護センター登録ボランティアとして、対象の動物をレスキュー、ケアし、新たな家族を探す活動を行うことを目的とする。
- 第4条(構成員) この団体の構成員はWAN'S LIFE 湘南里親に在籍する者をもって構成する。
- 第5条(役員) この団体は次の役員を置く。
・代表 2名 佐藤 いづみ、桐田 久美子
・副代表 1名 木下 由紀子
・会計 1名 佐藤 いづみ
・他役員 1名 櫻井 郁子
- 第6条(運営) 団体は諸問題が発生した場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
- 第7条(財務) 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期的に構成員の閲覧を受けるものとする。
- 第8条(改正) この規約は構成員の3分の2以上の同意をもって改正することができる。
- 第9条(設立年月日) 本会の設立年月日は平成27年3月25日とする。
- 第10条(規約施行日) 本会則は令和6年4月1日より施行する。

この規約の記載事項について事実と相違ないことを証明します。

〒254-0077
神奈川県平塚市東中原2-20-29-2
代表 佐藤 いづみ
代表 桐田 久美子

NPO法人 平塚のら猫を減らす会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人平塚のら猫を減らす会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、平塚市を中心とした一般市民に対して動物愛護の精神に基づき、地域社会における人と猫との共生を図るための環境整備及び適正な終生教育の普及に関する各種事業を行い、動物と共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 動物愛護精神の普及・啓発事業
- ② 飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を施したうえ新たな里親を探す事業
- ③ 飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を施したうえ元の生活場所に戻す事業
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 猫に関する商品の企画・開発・販売に関する事業
- ② 損害保険代理業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して、活動するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 3 ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 7 人以下
- (2) 監事 1 人以上 3 人以下

2 理事のうち、1 人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後1事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補助)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	平田 昇
副理事長	小山 芳江
理事	小泉 浩
監事	曾我 妙子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
活動会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 会費

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人1口	3,000円(1口以上)	団体1口	5,000円(1口以上)
活動会員	個人	3,000円	団体	5,000円

附 則

この定款は、平成30年6月13日から施行する。

この定款は、令和 5年5月21日から施行する。

この定款は、令和 5年8月 7日から施行する。